

令和 3 年度

第 8 回庄原市農業委員会総会 会議録

日時 令和 3 年 11 月 5 日（金） 午後 1 時 30 分～午後 2 時 57 分

場所 庄原市ふれあいセンター

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農用地利用集積計画（12 月 1 日公告）の決定について

議案第 3 号 農用地利用配分計画原案の承認について

議案第 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 6 号 非農地証明申請について

各委員の出欠状況

席番	氏 名	出席	欠席	席番	氏名	出席	欠席
1	植木 登夫	○		13	明賀 美伸	○	
2	原田 實夫	○		14	藤原 富雄	○	
3	堀江 唯雄	○		15	柳生 卓三	○	
4	木村 英宗	○		16	高坂 勝博	○	
5	三吉 和宏	○		17	金本 篤子	○	
6	増谷 克則	○		18	前田 憲二	○	
7	入谷 弘之	○		19	道下 和子	○	
8	財間 敏行	○		20	島津 秀樹	○	
9	森兼 貢	○		21	天根 公昭	○	
10	前田 耕廣	○		22	青才 弘江		○
11	宮崎 讓	○		23	松長 百合子	○	
12	竹森 達	○		24	名越 光紀	○	

農地利用最適化推進委員の出席状況

事務局出欠状況

役職	氏 名	出席	欠席	役職	氏名	出席	欠席
(本庁)				(口和出張所)			
事務局長	黒木 和彦	○		出張所長	麻尾 浩祥		○
係 長	中村 征巳	○		主 任	小田 正儀	○	
主 任	森戸 活美	○		(高野出張所)			
主 事	辻田 成美	○		出張所長	石原 豊年		○
(西城出張所)				主 任	藤原 直人		○
出張所長	山口 博昭		○	(比和出張所)			
主任	細川 美加	○		出張所長	小田 雅平		○
				主 任	桑原 惣	○	
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	中島 智治		○	出張所長	佐々木 敏也		○
主 事	宮永 竣介	○		主事	荻原 綾乃		○

事務局長	ただ今より、令和３年度第８回庄原市農業委員会総会を開催いたします。（午後１時３０分） 本日は２２番青才委員から欠席の届け出がありましたので、ご報告いたします。 それでは、道下会長より開会のご挨拶をいただき、引き続き庄原市農業委員会会議規則第６条の規定により、議長を務めていただきます。 （挨拶）
議長	それでは、会議を開会いたします。 ただ今の出席委員は２３名です。よって、本総会は成立していることをご報告いたします。
議長	続きまして本日の議事録署名者を指名させていただきます。２１番天根委員さん、２３番松長委員さん、よろしくお願いいたします。
議長	まず、議案の修正があるようですので事務局から説明をお願いいたします。
事務局員 （本庁）	議案第１号の受付番号３３について、現地確認の結果２筆が取下げとなりました。 そして議案第３号として「農用地利用配分計画原案の承認について」を追加し、それに伴い、各議案番号を修正しております。
議長	それでは、議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」を上程いたします。 受付番号２３から３３について、事務局から説明をお願いいたします。
事務局員 （本庁）	（議案説明資料にて、権利を設定、または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 以下 略）
議長	以上で説明が終わりました。 ここで皆様からご質疑・ご意見等受け付けます。何かございますか。
９番森兼委員	受付番号３３について、同じような空き家バンクの関係で西城において２件ほど近所での作業や水路のことで問題になっている案件がある。 近くの農業委員や推進委員は注意していただきたい。
事務局員 （東城出張所）	当農地は道路沿いにありますので、農地パトロール等で地元の農業委員、推進委員と見守っていきたいと思います。

議長	受付番号 30 について、種苗園とは具体的にどのようなものか。
事務局員 (西城出張所)	造園業として出荷するため、松などの植木を植えられております。
議長	他にございませんか。 (なしという声)
議長	それでは、ないようですので採決に移らせていただきます。 「農地法第 3 条の規定による許可申請について」受付番号 23 から 33 の 11 件を一括で採決したいと思います。これにご異議はございませんか。 (なしという声)
議長	それでは受付番号 23 から 33 の 11 件について申請の通り許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、決定されました。
議長	続きまして、議案第 2 号「農用地利用集積計画(12 月 1 日公告)の決定について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局員 (本庁)	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画書の令和 3 年 10 月期の申し込み分については、「令和 3 年 12 月 1 日公告 利用権設定内訳」のとおりです。 今回は利用権設定(一般分)が合計 7 件、契約面積 28,382 m ² 、利用権設定(農地中間管理事業分)が合計 2 件、38,048 m ² となっております。 以上の農用地利用集積計画はこの農業委員会の承認後、本市農業振興課での公告・縦覧を経て正式に契約成立となります。
議長	以上で説明が終わりました。しばらく資料にお目通しください。 ここで何かご質疑・ご意見等ございますか。 (なしという声)
議長	それでは、ないようですので採決に移らせていただきます。

議長	「農用地利用集積計画の決定について」提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、決定されました。
事務局員 (本庁)	続きまして、議案第 3 号「農用地利用配分計画原案の承認について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条により本市農業振興課から本市農業委員会に対して計画原案への意見を求められております。 内容は、先ほど承認いただいた利用権設定(農地中間管理事業分)に関するものが 2 件、利用権の裁定通知書に関するものが 1 件の計 3 件です。 まず、利用集積計画に挙げられていた 2 件 38,048 m²について、山内町の 14,340 m²を〇〇へ、尾引町の 23,708 m²を〇〇へ配分する計画となっております。 続いて、利用権の裁定通知書に関するものについて説明いたします。 平成 30 年の農地法改正に伴い、所有者不明農地について、探索・公示等の手続きを経て、農地中間管理機構を通じて担い手に利用権を設定することを可能とする制度が設けられました。 今回の案件は庄原市において初めてのケースとなりますが、利用権設定が結ばれていた農地が相続放棄され所有者不明農地となり、担い手である耕作者が引き続き耕作をするために、裁定による農地中間管理機構への利用権設定を行ったものです。 議案第 3 号の資料の一番後ろのページにある「裁定(相続放棄)スケジュール」をご覧ください。 今回の場合ですと令和 2 年 9 月に①の農地法施行規則第 78 条第 2 号に基づく申し出がなされ、その後農業委員会による所有者の探索および公示、農地中間管理機構による調査、県による公告および裁定が行われました。 スケジュールの 1 つ前のページにある「利用権農裁定通知書」によって、農地中間管理機構が農地中間管理権を取得し、今は①の農業委員会へ意見聴取を行う段階となっております。 配分計画原案といたしましては、相続放棄前に利用権設定を結ばれていた〇〇へ配分する計画となっております。 以上の配分計画原案は、この農業委員会の承認後、広島県知事が認可し公示されます。 皆様からご質問・ご意見はございますか。 補償金を始期までに法務局へ納めるようになっているが、だれが支払うのか。
議長	

16 番高坂委員	補償金は農地中間管理機構が前払いをいたします。
事務局員 (本庁)	その額を 10 年かけて〇〇が農地中間管理機構へ支払います。
5 番三吉委員	今の質問に合わせて、賃借料の算出単価はどこから出したのか。
事務局員 (本庁)	従前の単価が踏襲されるのか、農地中間管理機構や裁判所が何らかの計算をするのか。
事務局員 (本庁)	こちらの農地については、以前から牧草を植えておられ今後も牧草を植えられるという状況の中で、県内の類似する単価を設定されました。 その設定にあたって今回の場合は、当初農事組合法人有田牧場から借りたいという申し立てがあり、事前協議がされて決定に至ったという流れです。
5 番三吉委員	結論的に言うと、借受人との協議はあるけれど農地中間管理機構が類似を調査して決定するということ合っているか。
4 番木村委員	私も中間管理機構を通して借りたが、単価は地域の実情を元に貸し手と借り手で話し合った。 それが現状ではないか。
5 番三吉委員	木村委員が言われたのは相手のある場合だが今回はない場合なので、貸し手の立場を取って農地中間管理機構が算出して借り手と協議をするという解釈で合っているか。
事務局員 (本庁)	基本的に供託金は相手が見つければ払うものなので、農地中間管理機構が所有者に変わって決定したものです。 県内の牧草を植えているところと似たような価格で農地中間管理機構が提案しております。
議長	他にございませんか。
議長	ないようですので、採決に移らせていただきます。 「農用地利用配分計画原案の承認について」提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、決定されました。
議長	続きまして、議案第 4 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局員 (口和出張所)	受付番号 3 について事務局からの説明をお願いいたします。 (説明 以下 概要) 受付番号 3 位置等：説明資料の 5・6 ページに記載 転用事由：墓地 資金計画：全額自己資金 他 法 令：墓地埋設法協議済み 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外済み
議長	以上で説明が終わりました。 皆様から何かご質問・ご意見はございますか。 (なしという声)
議長	ないようですので採決に移らせていただきます。 それでは受付番号 3 について申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、決定されました。
議長	続きまして、議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程いたします。 受付番号 30 から 34 の 5 件について事務局からの説明をお願いいたします。
事務局員 (本庁)	受付番号 30 位置等：説明資料の 7・8 ページに記載 転用事由：資材置き場、駐車場 資金計画：全額自己資金 他 法 令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：都市計画区域の第 1 種住居地域の用途地域内であり除外不要 受付番号 31 位置等：説明資料の 7・9 ページに記載 転用事由：駐車場

	他 法 令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：都市計画区域の第 1 種住居地域の用途地域内であり除外不要 その他：追認の案件で顛末書の添付あり 受付番号 32 位置等：説明資料の 7・10 ページに記載 転用事由：駐車場、倉庫、園庭 資金計画：全額自己資金 他 法 令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外済み その他：一部追認の案件で顛末書の添付あり
事務局員 (西城出張所)	受付番号 33 位置等：説明資料の 11・12 ページに記載 転用事由：資材置き場 資金計画：全額自己資金 他 法 令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：都市計画区域の第 1 種住居地域の用途地域内であり除外不要
事務局員 (東城出張所)	受付番号 34 位置等：説明資料の 13・14 ページに記載 転用事由：太陽光発電設備 資金計画：全額自己資金 他 法 令：再生可能エネルギー発電事業計画認定済み 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外済み
議長	以上で説明が終わりました。 ここで皆様よりご質疑・ご意見を受け付けます。何かございますか。 (なしという声) ないようですので採決に移らせていただきます。

議長	「農地法第5条の規定による許可申請について」受付番号30から34の5件を一括で採決したいと思います。 これにご異議はございませんか。 (なしという声)
議長	それでは受付番号30から34の5件について申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、決定されました。
議長	続きまして、議案第6号「非農地証明申請について」を上程いたします。 受付番号27から28の2件について、事務局からの説明をお願いします。
事務局員 (東城出張所)	(説明 以下 概要) 受付番号27 位置等：説明資料13・20・21・22ページに記載 潰廃事由：昭和53年に申請者の父が亡くなって以降管理するものがおらず、草木が繁茂している。 現地確認：現地は草木が生い茂っており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。
事務局員 (比和出張所)	受付番号28 位置等：説明資料23・24・25・26・27ページに記載 潰廃事由：〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番は平成13年頃耕作放棄し原野化した。 〇〇番については平成3年頃耕作放棄し山林化した。 〇〇番、〇〇番、〇〇番は平成13年頃耕作放棄し原野化した。 〇〇番は昭和35年頃小屋を建築し宅地として利用している。 〇〇番、〇〇番、〇〇番は平成13年頃耕作放棄し原野化した。 〇〇番、〇〇番は昭和45年頃耕作放棄し山林化した。 〇〇番は平成13年頃耕作放棄し原野化した。 〇〇番は昭和35年頃倉庫を建築し宅地として利用している。 〇〇番、〇〇番は昭和45年頃耕作放棄し山林化した。 〇〇番は平成13年頃耕作放棄し原野化した。 〇〇番は昭和35年頃耕作放棄し山林化した。 現地確認：現地はそれぞれ山林、原野または宅地化しており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。 以上で説明が終わりました。

議長	皆様からご質疑・ご意見はございますか。
9 番森兼委員	潰廃年月日は台帳か何かに残っていたのか。
事務局員 (比和出張所)	申請者を交えて現地の状況を見て話をしながら整理いたしました。
議長	他にございませんか。
	(なしという声)
議長	ないようですので採決に移らせていただきます。 「非農地証明申請について」受付番号 27 から 28 の 2 件を一括で採決をしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。
	(なしという声)
議長	それでは、受付番号 27 から 28 の 2 件について申請の通り証明することに賛成の委員の 挙手を求めます。 挙手全員、決定されました。
議長	以上をもちまして本日上程いたしました議案の審議をすべて終了いたします。
議長	引き続き「その他」について事務局の説明を求めます。
事務局員 (本庁)	(その他事項について資料にて説明) ・ 第 5 回、第 6 回役員会 ・ 活動日誌の記録 ・ 今後の主な日程 について報告を行った。 ・ 庄原市農業施策に対する意見書 について協議を行った。
議長	皆様から他に何かございますか。 (なしという声)

議長	以上で本日の日程をすべて終了しました。 これをもって、第8回農業委員会総会を閉会といたします。(午後2時57分)
----	--

以上、会議の顛末を記載し、その相違ない旨を証するため、ここに署名する。

令和3年11月5日

議長
(道下 和子) _____

21番委員
(天根 公昭) _____

23番委員
(松長 百合子) _____